

浄水発生土の有償売却に関する要項

(趣旨)

第1条 岐阜県東部広域水道事務所の浄水発生土有償売却に関し、必要な事項を定める。

(売却単位)

第2条 浄水発生土は、1 m³単位で売却する。なお、計測の結果1 m³未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(売却単価)

第3条 浄水発生土の売却単位は、1 m³当たり、11円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(申込)

第4条 浄水発生土を引き取ろうとする者は、別紙様式「浄水発生土引取申込書」に使用目的、申込数量等を記入して申し込まなければならない。

(引渡)

第5条 浄水発生土の引渡は、各浄水場において行う。

- 2 浄水発生土の搬出運搬は、浄水場係員立会のもとで、引取者が行う。
- 3 浄水発生土の引渡量は、引取申込書に記載の申込数量を基にするが、最終確定は両者の合意により引渡時に行うものとする。
- 4 浄水場係員は引渡年月日、引渡立会者名、確定引渡量、料金等を引渡時に記録するものとする。また、浄水発生土を使用目的以外の用途に使用しない旨を確認のうえ、署名を得るものとする。

(売却料の調定)

第6条 売却料収益の調定決議は、1箇月単位で行う。

- 2 売却料収益の受入科目は、(款)水道事業収益(項)営業外収益(目)雑収益(節)その他雑収益とする。

(売却料の納入)

第7条 浄水発生土の引渡を受けた者は、東部広域水道事務所長が発行する納入通知書に記載された口座へ、指定期日までに買取料金を納入しなければならない。

(売却料の免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、売却料を免除できるものとする。

- 一 国及び地方公共団体等の機関が公用に利用する場合。
- 二 浄水発生土の再生利用方法を拡充する試験研究に使用する場合。
- 三 岐阜県営水道及び浄水発生土のPRにつながると東部広域水道事務所長が判断した場合。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年8月4日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。